別表３　　（Ａ４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所			
	工作物の構造（解体工事のみ）		□ 鉄筋コンクリート造　□ その他（　　）
□	工事の種類		□ 新築工事　□ 維持・修繕工事　□ 解体工事 □ 電気　□ 水道　□ ガス　□ 下水道　□ 鉄道　□ 電話 □ その他（　　）
□	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		□ コンクリート　□ コンクリート及び鉄から成る建設資材 □ アスファルト・コンクリート　□ 木材
□	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数＿＿＿年 その他（　　）
□		周辺状況	周辺にある施設 □ 住宅　□ 商業施設　□ 学校 □ 病院　□ その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿＿m その他（　　）

変更箇所				工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
□	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所		作業場所 □ 十分　□ 不十分 その他（　　）	
□		搬出経路		障害 □ 有（　　）　□ 無 前面道路の幅員　約＿＿＿＿m 通学 □ 有　□ 無 その他（　　）	
□		特定建設資材への付着物（解体・維持修繕工事のみ）	石綿	□ 有　□ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有吹付ロックウール等） □ 無　□ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施　※1
			その他	□ 有（ □ 無（	
□		その他	石綿	□ 有　□ 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） □ 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、・耐火被覆材等） □ 無　□ 非飛散性石綿（スレートボード等）	□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） □ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施　※1
			その他		

変更箇所	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
□		①仮設	仮設工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		②土工	土工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		③基礎	基礎工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		④本体構造	本体構造の工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		⑤本体付属品	本体付属品の工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□		⑥その他（　　）	その他の工事　□ 有　□ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
□	工事の工程の順序（解体工事のみ）		□ 上の工程における⑤→④→③の順序 □ その他（　　） その他の場合の理由（　　）	
□	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	

変更箇所	廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
□	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	□ コンクリート	トン	□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤
□		□ アスファルト・コンクリート塊	トン	□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤
□		□ 建設発生木材	トン	□ ①□ ②□ ③□ ④□ ⑤
	（注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他			
□	備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※1：非飛散性石綿でも撤去工法や劣化等で飛散の恐れがある場合はチェックし、適正処理を行うこと。